

○道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について（新旧）※下線部が変更・追記箇所

新	旧（平成30年3月30日付け通達）
<p>1. 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など 【具体例①】～【具体例③】（略） 【具体例④】 営利を目的としない互助による運送のためにNPO法人又は社会福祉協議会等が、個人ボランティア運転者による地域住民の運送サービスを提供する場合において、当該運送サービスのために市区町村の自動車を利用する場合（当該NPO法人又は社会福祉協議会等の自動車の購入費や自動車保険料等を含む維持管理経費（当該運送サービスの用に供される部分に限る。）の全部又は一部に対して市区町村から補助金が交付される場合も同様。）</p> <p>（注1）市区町村から交付される補助金に運転者の人件費や報酬等が含まれている場合は、有償に該当し許可又は登録を要することとなる。</p> <p>（注2）利用者の安全・安心の確保の観点から、まずは、市区町村が中心となって交通事業者の活用可能性や自家用有償旅客運送の導入について検討すること。</p> <p>【具体例⑤】</p>	<p>1. 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など 【具体例①】～【具体例③】（略） 【具体例④】 営利を目的としない互助による運送のためにNPO法人又は社会福祉協議会が、個人ボランティア運転者による地域住民の運送サービスを提供する場合において、当該運送サービスのために市区町村の自動車を利用する場合（当該NPO法人又は社会福祉協議会の自動車の購入費や維持管理経費（当該運送サービスの用に供される部分に限る。）の全部又は一部に対して市区町村から補助金が交付される場合も同様。）</p> <p>（注1）市区町村から交付される補助金に運転者の人件費や報酬等が含まれている場合は、有償に該当し許可又は登録を要することとなる。</p> <p>（注2）利用者の安全・安心の確保の観点から、まずは、市区町村が中心となって交通事業者の活用可能性や自家用有償旅客運送の導入について検討すること。</p>

介護保険制度に基づく介護支援ボランティアポイントは、ボランティア活動を行った高齢者に対して市町村からポイントが給付される制度であるが、これは、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防にもつながるとの考え方に基づき、送迎を行うドライバー自身の介護予防に資する取り組みに対して介護保険財源からポイントが付与されるものであり、これと同旨の制度において受け取るポイントを含め、直ちに運送の対価にはあたらない。

【具体例⑥】（略）

2. その他留意事項について

（略）

3. 運輸局及び運輸支局等による相談の受け入れ体制等について

（略）

【具体例⑤】（略）

2. その他留意事項について

（略）

3. 運輸局及び運輸支局等による相談の受け入れ体制等について

（略）